

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

消費税においては、社会保険診療等は非課税取引とされていることから、医療機関等は、仕入れに対して支払った消費税を控除することができず、医療機関等の負担となっているため、その仕入れにかかった消費税相当額分については、診療報酬等に上乗せされる仕組みとなっている。

しかしながら、関係者の中には、この仕組みは、消費税上乗せ分の補てんが不十分であることや、個々の医療機関等の仕入構成の違いに対応できないという問題を抱えており、とりわけ多額の設備投資などを行っている医療機関等の消費税負担が深刻となっていること、また、非課税といいながら、社会保険料や窓口負担により、患者・国民が消費税分を、目に見えないかたちで負担しているとの意見もあるところである。

国では、今後、医療に係る消費税等の税制のあり方について、実態の正確な把握を行うとともに、税制上の措置については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得ることとされているところである。

よって、国においては、関係者の意見を十分に踏まえ、国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせることなく、公平性、透明性を確保しつつ、医療等に係る消費税問題の抜本的解決が図られるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月15日

徳島県議会議長 嘉 見 博 之